

令和5年6月1日

記者発表資料

総務部
財政部

令和5年第3回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (5件)

- ① 令和5年度徳島市一般会計補正予算 (第2号)
- ② 令和5年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算 (第1号)
- ③ 令和5年度徳島市水道事業会計補正予算 (第1号)
- ④ 令和5年度徳島市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- ⑤ 令和5年度徳島市旅客自動車運送事業会計補正予算 (第1号)

2 条例議案 (5件)

- ① 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (6件)

- ① 市道路線の廃止について《2路線》
- ② 市道路線の認定について《17路線》
- ③ 財産の取得について《じん芥収集車4台》
- ④ 財産の取得について《じん芥収集車6台》
- ⑤ 財産の取得について《災害対応特殊救急自動車2台》
- ⑥ 財産の取得について《高度救命処置用資機材及び救急処置用資機材2組》

4 報告 (13件)

- ① 令和4年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《財産管理事業 等 計84件 繰越額 6,117,545千円》
- ② 令和4年度徳島市一般会計事故繰越し繰越報告書
《旧文化センター跡地整備事業 等 計3件 繰越額 113,409千円》
- ③ 令和4年度徳島市商業観光施設事業会計予算繰越報告書
《紺屋町地下駐車場昇降機改修工事 繰越額 25,829千円》

- ④ 令和4年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《老朽管更新事業 等 計4件 繰越額 533,653千円》
- ⑤ 令和4年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計4件 繰越額 1,926,973千円》
(うち事故繰越1件 156,774千円)
- ⑥ 令和4年度徳島市市民病院事業会計予算繰越報告書
《磁気共鳴画像診断装置整備事業 繰越額 192,490千円》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停案の受諾について(家屋明渡等:住宅課)》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停案の受諾について(家屋明渡等:住宅課)》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について(物損事故:道路維持課)》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について(物損事故:選挙管理委員会事務局)》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について(物損事故:消防局警防課)》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について(物損事故:健康長寿課)》
- ⑬ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について(四国横断自動車道周辺対策事業宮島江湖川橋(仮称)橋梁上部工事:道路建設課)》

5 追加提出予定議案 ※閉会日に追加提出予定のもの

① 単行議案（1件）

- (1) 工事委託契約の締結について《徳島市危機管理センター（仮称）新築工事委託》

② 人事議案（20件）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 農業委員会委員の任命について
- (3) 農業委員会委員の任命について
- (4) 農業委員会委員の任命について
- (5) 農業委員会委員の任命について
- (6) 農業委員会委員の任命について
- (7) 農業委員会委員の任命について
- (8) 農業委員会委員の任命について
- (9) 農業委員会委員の任命について
- (10) 農業委員会委員の任命について
- (11) 農業委員会委員の任命について
- (12) 農業委員会委員の任命について
- (13) 農業委員会委員の任命について
- (14) 農業委員会委員の任命について
- (15) 農業委員会委員の任命について
- (16) 農業委員会委員の任命について
- (17) 農業委員会委員の任命について
- (18) 農業委員会委員の任命について
- (19) 農業委員会委員の任命について
- (20) 農業委員会委員の任命について

令和5年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第2号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	24,533,550	692,204	25,225,754
19 繰入金	1,177,250	665	1,177,915
21 市債	8,507,900	126,600	8,634,500
22 繰越金		64,747	64,747
歳入合計	109,361,003	884,216	110,245,219

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	8,729,737	27,588	8,757,325	19,212	7,200		1,176
3 民生費	52,849,211	279,706	53,128,917	149,256	119,400		11,050
4 衛生費	10,610,018	52,521	10,662,539				52,521
6 農林水産業費	1,060,254	184,928	1,245,182	184,928			
7 商工費	1,681,466	46,366	1,727,832	46,366			
8 土木費	12,478,462	292,442	12,770,904	292,442			
10 教育費	9,258,357	665	9,259,022			665	
歳出合計	109,361,003	884,216	110,245,219	692,204	126,600	665	64,747

《歳出款別事業別》

◎	総務費	【	27,588千円】
	(1) マイナポイント事業費		12,912千円
	(2) 庁舎災害対応機能強化事業費		8,376千円
	(3) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助		6,300千円
◎	民生費	【	279,706千円】
	(1) 放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業費		6,500千円
	(2) 教育・保育施設等運営費補助		16,500千円
	(3) 教育・保育施設等整備費補助		36,706千円
	(4) 認定こども園整備事業費		220,000千円
◎	衛生費	【	52,521千円】
	(1) 子ども医療扶助費		14,120千円
	(2) 子ども医療費審査支払費		334千円

(3) 子ども医療費事務費	38,067千円
◎ 農林水産業費	【 184,928千円】
(1) 農林漁業者物価高騰対策支援事業費	184,928千円
◎ 商工費	【 46,366千円】
(1) 中小企業事業継続支援事業費	46,366千円
◎ 土木費	【 292,442千円】
(1) 地域公共交通等応援事業費	292,442千円
◎ 教育費	【 665千円】
(1) 環境学習推進事業費	665千円

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

【資本的収入】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		130,350	22,550	152,900
	1 企業債	130,350	22,550	152,900

【資本的支出】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		177,073	22,550	199,623
	1 建設改良費	176,000	22,550	198,550

◎ 建設改良費----- 資材価格高騰の影響等に伴う所要の補正 22,550千円

水道事業会計補正予算（第1号）

【資本的収入】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		4,425,070	70,000	4,495,070
	1 企業債	2,919,000	47,100	2,966,100
	4 負担金	840,542	22,900	863,442

【資本的支出】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		6,772,431	70,000	6,842,431
	1 建設改良費	5,277,082	70,000	5,347,082

◎ 建設改良費----- 資材価格高騰の影響等に伴う所要の補正 70,000千円

公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		3,868,212	22,900	3,891,112
	1 企業債	3,081,700	22,900	3,104,600

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		5,285,241	22,900	5,308,141
	1 建設改良費	3,081,342	22,900	3,104,242

◎ 建設改良費-----資材価格高騰の影響等に伴う所要の補正 22,900千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 旅客自動車運送事業収益		488,840	65,227	554,067
	2 営業外収益	299,852	65,227	365,079

◎ 営業外収益-----物価高騰対策等に係る応援金の受入に伴う所要の補正 65,227千円

令和5年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）

(1) マイナポイント事業費〈デジタル推進課〉	12,912千円
(2) 庁舎災害対応機能強化事業費〈財産管理活用課〉	8,376千円
(3) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助〈市民生活相談課〉	6,300千円
(4) 放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業費〈子育て支援課〉	6,500千円
(5) 教育・保育施設等運営費補助〈子ども政策課〉	16,500千円
(6) 教育・保育施設等整備費補助〈子ども政策課〉	36,706千円
(7) 認定こども園整備事業費〈子ども政策課〉	220,000千円
(8) 子ども医療扶助費〈子育て支援課〉	14,120千円
(9) 子ども医療費審査支払費〈子育て支援課〉	334千円
(10) 子ども医療費事務費〈子育て支援課〉	38,067千円
(11) 農林漁業者物価高騰対策支援事業費〈農林水産課〉	184,928千円
(12) 中小企業事業継続支援事業費〈経済政策課〉	46,366千円
(13) 地域公共交通等応援事業費〈地域交通課〉	292,442千円
(14) 環境学習推進事業費〈学校教育課〉	665千円

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
109,361,003千円	884,216千円	110,245,219千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

（単位 千円）

区 分		令和4年度	令和5年度	増減額
6月 補正計上額	給与改定関係	△ 268,845		268,845
	その他の補正	2,349,089	884,216	△ 1,464,873
6月 補正後予算額		108,390,244	110,245,219	1,854,975

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

資材価格高騰の影響等により、新町地下駐車場非常用発電機の更新工事費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

【資本的支出】

1 建設改良費（駐車場整備費）……………	22,550千円
----------------------	----------

補正前の額	補正額	計
177,073千円	22,550千円	199,623千円

水道事業会計補正予算（第1号）

資材価格高騰の影響等により、上下水道局庁舎整備費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

【資本的支出】

- 1 建設改良費（配水施設費）…………… 70,000千円

補正前の額	補正額	計
6,772,431千円	70,000千円	6,842,431千円

公共下水道事業会計補正予算（第1号）

資材価格高騰の影響等により、上下水道局庁舎整備費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

【資本的支出】

- 1 建設改良費（建設改良費）…………… 22,900千円

補正前の額	補正額	計
5,285,241千円	22,900千円	5,308,141千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

物価高騰対策等に係る応援金の受け入れに伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

- 1 営業外収益（他会計補助金）…………… 65,227千円

補正前の額	補正額	計
488,840千円	65,227千円	554,067千円

令和5年第3回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 給与からの控除

- (1) 職員互助会が実施している立替金事業の見直しに伴い、職員互助会に係る物品購入代金の償還金を給与から控除することができる規定を削除する。
- (2) 保育所及び認定こども園並びに小学校及び中学校に勤務している職員が負担している給食費を給与から控除することができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

② 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い、次のとおり改正する。

1 森林環境税の導入

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部の施行に伴い、個人住民税の均等割に併せて、国税の森林環境税を年額1,000円徴収する等、森林環境税の導入に関する規定を整備する。

2 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする。

3 軽自動車税の改正

- (1) 道路交通法等の改正により、一定の要件を満たす電動キックボードが原動機付自転車から区分して「特定小型原動機付自転車」と定義されることに伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。
- (2) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務が不正により生じた場合、当該不正を行った者から納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行10%）に引き上げる。

4 その他所要の規定の整備をする。

5 施行期日等

- (1) 令和5年7月1日から施行する。ただし、前記1及び前記3の(2)については令和6年1月1日から、前記2については令和7年1月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講じる。

③ 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 助成対象の拡大

子育て支援対策を拡充するため、15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る医療費を新たに助成の対象とする。

2 施行期日等

令和6年1月1日から施行し、同年1月診療分から適用する。

④ 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

経験年数15年未満の学校医等の公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均0.90%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	17万2,550円	17万1,650円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万7,890円	7万5,290円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	8万6,280円	8万5,780円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	3万8,900円	3万7,600円

3 規定の整備

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により，婦人補導院法が廃止されることに伴い，婦人補導院に関する規定を削除する。

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし，前記3については，令和6年4月1日から施行する。

(2) 前記1については令和4年4月1日から，前記2については令和5年4月1日から適用する。

⑤ 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 委員の定数

政務監及び自主防災連合組織の協議会の会長を徳島市防災会議の委員として新たに指名することに伴い，委員の定数を48人以内（現行 46人以内）とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。